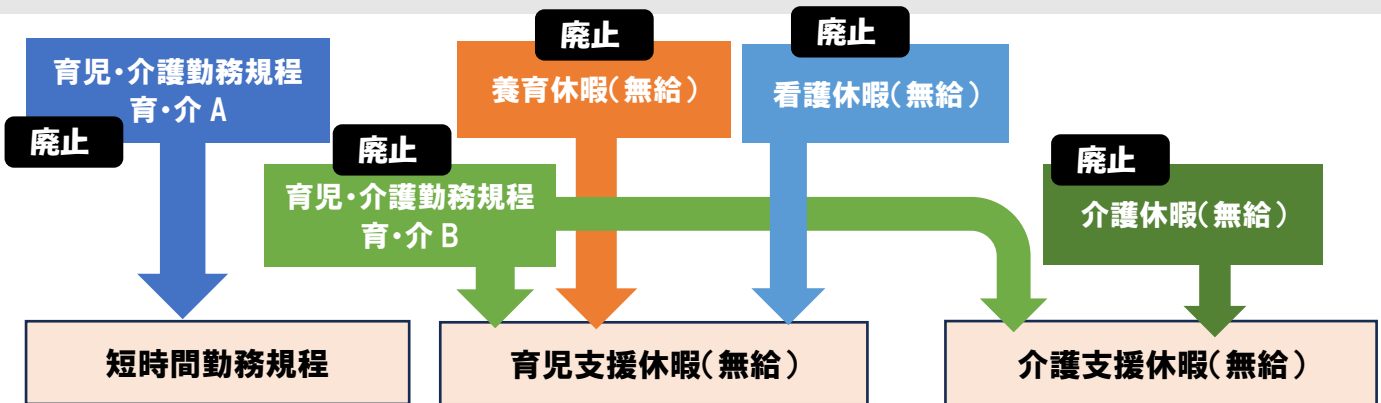




仕事と育児・介護の両立、柔軟な働き方等のさらなる推進について 12/4 提案を受ける ①

◆就業規則等の見直し



短時間勤務規程

短時間勤務は1日の所定労働時間を6時間とする

対象者	提示書類	期間
小学校6年生の年度末までの子(養子等を含む)と同居し、養育する者	同居する子の出生を証明する書類/同居する子が養子等である場合はその事実を証明する書類	小学校6年生の年度末までの原則として暦月を単位とした会社が認めた期間
難病や障害のある子(養子等を含む)と同居し、養育する者	同居する子の出生を証明する書類/難病や障がいのある子である事実を証明する書類/同居する子が養子等である場合はその事実を証明する書類	原則として暦月を単位とした会社が認めた期間
介護休職規程第3条に規定する要介護者を有する者のうち、当該要介護者の介護その他の世話を必要とする者	当該要介護者が要介護状態にある事実を証明する書類/当該要介護者が養父母等である場合はその事実を証明する書類	当該要介護者1名につき、最初に短時間勤務を取得する日から3年に達するまでの間で会社が認めた期間
原則として障害者手帳が交付されているもののうち、短時間勤務の配慮を必要とする者	障害者手帳等障がいの事実を証明する書類/短時間勤務の配慮が必要な事実を証明する書類	原則として暦月を単位とした会社が認めた期間

障害者手帳を交付されている社員も短時間勤務が利用できるようになります。

介護休職等の見直し

休職期間を1年以内から2年以内に延長。退職前提休職を廃止

就業制限の見直し

子を養育する社員の所定外労働時間の制限期間を3歳までから小学校就学の式に達するまでに拡大

育児支援休暇(無給休暇)

子(養子等を含む)と同居する社員が、当該子の養育又は看護等を必要とする場合

- ア 小学校6年生の年度末までの子の養育等…1箇月につき10日以内の必要な時間★又は日
- イ 難病や障がいのある子の養育等…1箇月につき10日以内の必要な時間又は日
- ウ 小学校6年生の年度末までの子の負傷又は疾病に看護等…1年度につき5日以内の必要な時間又は日(2名以上の場合は、1年度につき10日以内の必要な時間又は日)

介護支援休暇(無給休暇)

介護休職規程第3条に規定する要介護者を有する社員が、当該要介護者の介護その他の世話を必要とする場合

- ア 要介護者1名につき1年度において5日以内の必要な時間又は日(2名以上の場合は、1年度につき10日以内の必要な時間又は日)
- イ 要介護者1名につき社員が当該休暇(前アを除く)を最初に取得した日から3年に達するまでの期間1箇月につき4日以内の必要な日※アとは別に取得可

育児支援休暇・介護支援休暇は時間単位での取得が可能。ただし、★は1箇月につき8時間以内の必要な時間

保存休暇の見直し

8つあった取得要件の撤廃